

柳津町移住定住コーディネーター設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人口減少及び少子高齢化等が進行する柳津町（以下「町」という）への移住及び定住を検討している者に対して適切な情報提供や相談対応等の支援を行うため、「地方自治体の実施する移住・定住対策の推進について」（平成27年12月14日付総行応第379号）に基づき、柳津町移住定住コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の設置及びコーディネーターの活動について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町への移住者受入体制の構築と定住の促進をするため、コーディネーターを設置する。

(活動内容)

第3条 コーディネーターは、別表1に掲げる移住定住推進活動の他、町長が必要と認める事業に関する活動を行う。

(委嘱の要件)

第4条 コーディネーターは、次に掲げる要件を全て満たす者から、町が委嘱する。

- (1) 心身ともに健康で、個々の活動において、移住定住を推進できる者
- (2) 町に何らかのゆかりがある者
- (3) 移住を検討している者に対し、情報提供や相談対応等の支援を行う意欲のある者
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者

(委嘱)

第5条 コーディネーターの委嘱期間は、原則1年間とし、再任を妨げない。ただし、初年度は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとする。

2 コーディネーターは、専任と他の主たる業務に従事する者がその活

動を兼務する兼任の2種類とする。

(業務委託)

第6条 町長は、第5条の規定により委嘱をした専任コーディネーター又は所属する企業と第3条に規定する業務について、予算の範囲内で業務委託契約を締結することができる。

(報償費等)

第7条 コーディネーターには、予算の範囲内において、報償金及び費用弁償を支給することができる。

- 2 コーディネーターへ支給する報償金の上限は、専任が年額3,480,000円、兼任が年額360,000円とする。
- 3 前項の規定による報償金は月毎に別表第1のとおり分割して支給する。ただし年度の途中からコーディネーターに就いた場合は、その職に就いた当月分から報償金を支給する。
- 4 コーディネーターがその職を離れる等、何らかの理由によりその活動を継続できなくなったときは、その当月分までの報償金を支給する。
- 5 前2項の規定により報償金を支給する場合において、月の初日から支給する以外るとき、又は月の末日まで支給する以外るときは、その報償金の額は、当該月の現日数を基礎として、日割りにより計算する。なお、これに1円未満の端数があるときは切り捨てる。
- 6 コーディネーターには、活動に必要な経費を予算の範囲内において、支給することができる。
- 7 コーディネーターには、その活動に資するため名刺を支給することができる。

(活動状況の報告)

第8条 コーディネーターは、その活動状況を毎月、以下のいずれかにより報告しなければならない。

- (1) 柳津町移住コーディネーター活動報告書(様式第1号)
- (2) 活動報告書(様式第1号)に準じたインターネット上の報告フォーム

(解嘱)

第9条 町長は、コーディネーターが次の各号のいずれかに該当する場合は、委嘱期間の途中であっても、これを解嘱することができる。

- (1) コーディネーターから辞任の申出があったとき。
- (2) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又はコーディネーターとしての職務を怠ったとき。
- (3) 心身の故障のため、コーディネーターとしての活動に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (4) 活動に必要な適格性を欠くとき。
- (5) コーディネーターとしてふさわしくない非行があったとき。
- (6) その他町長が不適格と認めたとき。

(秘密の保持)

第10条 コーディネーターは、活動の実施に当たり知り得た秘密を漏らしてはならないものとし、委嘱期間終了後又は解嘱後も同様とする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年8月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

柳津町長 宛

氏名

柳津町移住コーディネーター活動報告書（ 月）

活動内容	詳細

次月予定	
その他	

別表 1 (第 3 条、第 5 条、第 7 条関係)

種別	移住定住推進活動活用	報償金 (月額)
専任 コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> ・シェア HOUSE の管理 ・柳津の地域特性情報集約 ・空き家バンクの運営 ・移住希望者の相談、現地対応 ・移住相談会への出展 ・SNS による情報発信 ・お試し移住体験など移住事業の企画、運営 ・移住相談会への出展 ・体験プログラムの考案、実施 ・交流人口や関係人口の創出と拡大の活動 ・その他町長が認める活動 	290,000 円
兼任 コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> ・シェア HOUSE の運営補助 ・移住希望者の現地対応 ・名刺での PR ・SNS による情報発信 ・移住イベントへの参加 ・移住者のサポート ・その他町長が認める活動 	30,000 円